

① 関連意匠

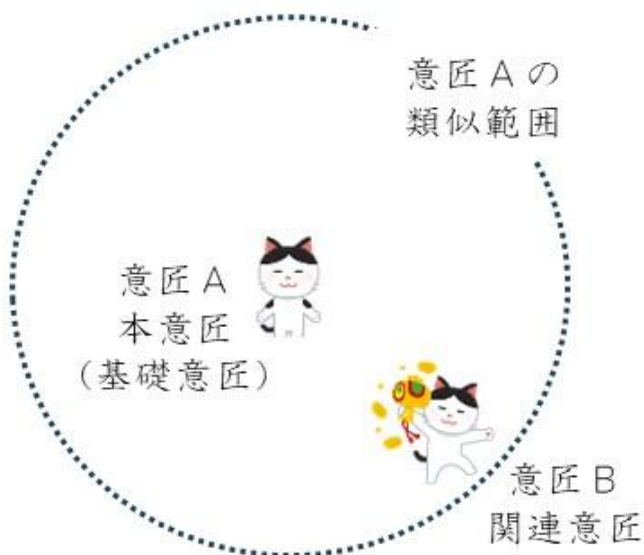
類似する意匠がある場合、1つを**本意匠**として、本意匠に類似するものを**関連意匠**として出願できます。

(1) 各意匠の関係

最初に本意匠としたものが**基礎意匠**となります。

意匠 B を出願するとき

意匠 C を出願するとき



意匠 C は、意匠 B に類似していれば、意匠 A に類似していなくても良いです。

(2) 出願時期

基礎意匠 (本意匠ではなく) の**出願日から10年以内**に**関連意匠**の出願が可能です。

関連意匠の登録時に**本意匠**が消滅していなければOKです。

(3) 存続期間

- ・基礎意匠の出願が令和2年3月31日以前の場合、**基礎意匠**の**登録日から20年**まで
- ・基礎意匠の出願が令和2年4月1日以降の場合、**基礎意匠**の**出願日から25年**まで



(4) 拒絶対応

- ・関連意匠が本意匠に類似していなかった場合、本意匠の表示を削除する補正をすれば解消します。
- ・先に自ら出願した意匠に類似していた場合、本意匠の表示を追加する補正をすれば解消します。
- ・本意匠と関連意匠が同日出願で共に出願中であれば、本意匠と関連意匠を入れ替えることも可能です。

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp